

東京都内における野鳥の高病原性鳥インフルエンザの 発生に伴う調査の結果について

令和5年11月28日に東京都千代田区において回収されたノスリ死亡個体1羽について、高病原性鳥インフルエンザであると判明したことを受け、野鳥監視重点区域内における野鳥の生息状況等について調査を実施したところ、野鳥の大量死等の異常は確認されませんでした。

※千代田区含む23区（中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区）が野鳥監視重点区域に含まれています。

1 調査日

令和5年12月5日（火曜日）、同年同月6日（水曜日）

2 調査結果

野鳥監視重点区域内における、公園及び沿岸部等の飛来地において、生息状況調査、死亡野鳥調査等を実施した結果、野鳥の大量死等の異常は確認されませんでした。

（参考）野鳥監視重点区域内で実施した調査で観察された鳥類

検査優先種※	種数	種類
検査優先種1	6種	カイツブリ、カンムリカイツブリ、キンクロハジロ、ヒドリガモ、ユリカモメ、コブハクチョウ
検査優先種2	3種	オナガガモ、ホシハジロ、マガモ
検査優先種3	10種	アメリカヒドリ、アオサギ、オオバン、オカヨシガモ、カワウ、カルガモ、チョウゲンボウ、トビ、ハシビロガモ、ヨシガモ、
合計	19種	

※検査優先種：「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル（環境省）」において、感染して死亡しやすい種を中心に設定されているものです。

3 今後の対応

野鳥監視重点区域内において、引き続き野鳥の監視を継続します。

4 留意事項

- （1）鳥インフルエンザウイルスは、感染した鳥との濃密な接触等があった場合を除いて、人には感染しないと考えられています。日常生活においては、鳥の排泄物等に触れた後には手洗いとうがいをいただければ、過度に心配する必要はありません。

- (2) 同じ場所でたくさんの野鳥などが死亡している場合には、環境局や、お近くの区市町村に御連絡ください。
- (3) 周辺地域のみならず都民の皆様におかれては、冷静な行動をお願いします。
- (4) 発生地域周辺での取材等は、ウイルスの拡散や感染を防ぐ観点から、厳に慎むようお願いいたします。

5 参考情報

- (1) 東京都内における野鳥に関する鳥インフルエンザ情報（東京都環境局）
https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/nature/animals_plants/birds/bird_flu_report.html
- (2) 野鳥における高病原性鳥インフルエンザ全般に関する情報（環境省）
https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/

【問合せ先】

(野鳥の監視等に関すること)

環境局自然環境部計画課

鳥獣保護管理担当

電話番号 03-5388-3505